令和７年度群馬県立自然史博物館附帯ホール活用等調査業務委託契約書

　令和７年度群馬県立自然史博物館附帯ホール活用等調査業務について、群馬県知事　山本 一太（以下「甲」という。）と、○○○○ ○○○○（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

２　乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

３　 乙は、従事者に対し、前項に規定する事項を遵守させなければならない。

（委託業務）

第２条　甲は、令和７年度群馬県立自然史博物館附帯ホール活用等調査業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。委託業務内容は、委託業務仕様書によるものとする。

（委託期間）

第３条　この契約による委託期間は、委託契約締結日から令和８年３月３１日までとする。

（契約金額）

第４条　甲は、委託業務に係る経費として、委託料金 　　　円（うち消費税及び地方消費税の額　　　　円）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第５条　契約保証金の支払いについては、群馬県財務規則第１９９条第１項第６号の規定に基づき免除する。

（完了報告書の提出）

第６条　乙は、履行期間内に委託業務を完了し、速やかに完了報告書を甲に提出しなければならない。

（委託料の支払）

第７条　甲は、前条の完了報告書を審査し、適当と認められたときは、乙は、甲に対して書面をもって委託

料の支払いを請求することができる。

２　甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から３０日以内に委託料を支払わなければならな

い。

（危険負担）

第８条　第７条第１項の規定による検査終了前に生じた損害は、乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第９条　甲は、納入された成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、甲の指定した方法により乙に対して、修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求（以下、「追完請求」という。）することができる。

２　甲は、本成果物が契約不適合により、本契約の目的が達成できないと判断する場合、前項に定める追完請求を行うことなく甲の選択により、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。

３　甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った日から１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（再委託）

第10条　乙は、委託業務の全てを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の遂行上、必要のある場合は、乙の責任の範囲において、業務の一部を第三者に委託、又は請け負わせることができる。

２　前項の規定により、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は、あらかじめ書面をもって甲に報告しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第11条　乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（契約内容の変更）

第12条　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更することができる。

２ 前項の場合、必要があると認められるときは、甲乙協議のうえ、委託料、履行期間、その他の契約内容を変更する。

３　甲は、第１項の変更により乙に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（著作権）

第13条　この契約により生じる著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、甲に帰属するものとする。

２　第１項にかかわらず、乙が従来から権利を有していた乙固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、乙に留保するものとし、甲は、乙がそれらを利用し成果物に類似した製品を作成することを妨げない。この場合、甲はかかる権利留保物についての当該権利の非独占的使用権を取得する。ただし、甲は乙の承諾を得ない限り、この非独占的使用権を第三者に譲渡又は貸与し、若しくは担保権の目的としてはならない。

３　乙は、第１項により甲に帰属することとなる著作権に関する著作者人格権を行使せず、また、乙の従業員又は受託者が、これらの権利を有する場合には、これらの者が著作者人格権を行使しないために必要な措置をとらなければならない。

（契約解除）

第14条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1)乙の責めに帰すべき事由により期限内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2)乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(3)乙の本件業務の処理が不適当と甲が認めたとき。

(4)乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）

第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。

(5)この契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解

除しなかったとき

(6)乙がその他この契約書の条項に違反したとき。

２　前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は業務委託料の100分の10に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

３　甲は、第１項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

４　本契約期間中に甲の都合により、本契約を解除する必要が生じたときは、その２ヶ月前までに乙に申し出るものとする。

（不当要求行為への対応）

第15条　乙は、乙又はこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は甲に報告し、及び警察に通報しなければならない。

（談合等不正行為があった場合の解除等）

第16条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

(1)　この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第７条又は第８条の２の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第85条第１号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(2)　この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。２　乙は、前項各号のいずれかに該当した時は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の100分の20に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の10分の２に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

３　乙が第１項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

４　前条第３項の規定は、第１項の規定による解除の場合に準用する。

（違約金等の遅延利息）

第17条　乙が、第14条第２項並びに前条第２項及び第３項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、委託料に対し、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24 年法律第256 号）第８条第１項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第18条 乙の従事者が本件業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。本件業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

（契約の費用）

第19条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義等の決定）

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則（平成３年群馬県規則第18号）の定めるところによるほか、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

　令和７年○月○日

甲　　群馬県前橋市大手町１－１－１

　　　　　　　　　　　　　　　　群馬県知事　山本　一太

　　　　　　　　　　　　乙　　　○○○

○○○